

大田原市議会市民5分間演説実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田原市議会基本条例（平成27年条例第27号）第17条第3項の規定に基づき、市民が議会で発言する機会を確保することにより、市民の議会への関心を高め、市民により身近で開かれた議会の実現を目指すとともに、議会が民意を反映した委員会審査に努めることを目的に市議会定例会の各委員会の開会前において行う5分間の演説に関し必要な事項を定めるものとする。

(演説場所)

第2条 演説を行う場所は、各委員会が開催される会議室とする。

(演説者)

第3条 演説することができる者は、市内に在住、在勤又は在学する者とする。

(発言時間)

第4条 演説における発言時間は、発言者1人につき5分以内とする。

(執行機関の職員の出席)

第5条 演説を行うにあたり、議会は、演説に関係する市長その他の執行機関の職員の出席を求めるものとする。

(実施回数等)

第6条 演説は、各定例会の各常任委員会において1回ずつ実施できるものとし、各常任委員会の開会前に行うものとする。

(演説の申込み)

第7条 演説をしようとする者は、市民5分間演説申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、大田原市の休日を定める条例（平成元年条例第12号）第1条の規定に基づく、市の休日を除く常任委員会の開催日3日前の正午までに議会事務局に提出するものとする。

(演説の決定)

第8条 議会運営委員会委員長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、直ちに議会運営委員会を招集し、当該申込書の演説項目等に基づき、いずれの常任委員会で演説させるかを決定するものとする。

(演説の許可)

第9条 議長は、前条の規定による決定があったときは、市民5分間演説決定通知書（様式第2号）により申込者に通知しなければならない。

(演説者数)

第10条 各委員会における演説者の定員は、それぞれ3人までとする。この場合において、演説をしようとする者が多数あったときは、第8条の規定により議会運営委員会が演説申込書の内容を勘案して決定する。

(発言内容)

第11条 演説者は、市長提出議案に対する賛否のほか市の一般事務についても発言することができる。

(禁止事項等)

第12条 演説者は、次の各号に掲げる発言又は行動をしてはならない。

- (1) 個人のプライバシーに関する事又は中傷的な発言
- (2) 大声で叫ぶ事又は脅迫的若しくは罵倒するような発言
- (3) その他会議の秩序ある運営を乱すおそれのある言動

2 演説者が、前項各号に掲げる発言又は行動をしたときは、委員長は、その行動を制止し、又は退場させることができる。

3 前2項に定めるもののほか、各常任委員会における演説者の順守事項及び違反に対する措置については、大田原市議会傍聴規則（昭和42年議会規則第2号）の規定を準用する。

4 委員長により退場させられた演説者は、当該退場以後初めて行われる市議会議員選挙による議員の改選まで演説をすることができない。

(発言への対応)

第13条 演説者の発言に対し、質疑応答は行わないこととする。

(傍聴)

第14条 演説に対する傍聴については、大田原市議会委員会傍聴規則（平成27年議会規則第2号）の例による。

2 演説者は、演説終了後引き続き委員会の傍聴を希望しようとするときは、あらかじめ傍聴の手續を済ませておかなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、演説の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。